

議案第一号

港区総合支所及び部の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区総合支所及び部の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
港区総合支所及び部の設置等に関する条例（平成十七年港区条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表港区芝浦港南地区総合支所の項中「東京都港区芝浦三丁目一番四十七号」を「東京都港区芝浦一丁目十六番一号」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

芝浦港南地区総合支所の位置を変更するため、本案を提出いたします。